

平成 29 年（2017 年）11 月 7 日

政策会議資料

土木部公園みどり室

吹田市都市公園条例の一部改正（案）について

1 背景

- (1) 都市公園は独占排他的な使用、公衆に迷惑や危害を加える行為又は公園施設を損傷する行為でなければ、原則自由な利用が認められている。
- (2) 近年、都市公園は子供から高齢者まであらゆる世代が利用しており、その利用方法は多岐にわたっている。今後も、都市公園の利用は、必要以上の規制を行わず、良識ある市民の自由な利用や創意工夫を尊重する必要がある。
- (3) 一方で、要望、苦情等は多様性を増し、規制が必要となるような利用者の行為も多様化していることから、現行条例に定める禁止行為の例示では行為を規制する根拠条項が明確ではない事例も増えている。
- (4) 吹田市都市公園条例は、平成 19 年 12 月を最後に改正しておらず、削除条項の整理、文言の整理等、体裁を整える必要が生じている。
- (5) 都市公園法の一部改正が平成 29 年 6 月 15 日に施行され、この改正を契機として上記懸案事項にも対応するため、吹田市都市公園条例の一部改正を行う。

2 改正の内容と理由等

(1) 第 6 条（行為の禁止）

ア 改正の内容

「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為」又は「公衆に迷惑となる行為」（以下「迷惑行為等」という）を行為の禁止に加え、各号の文言も一部整理。

イ 改正の理由等

(ア) 条例が都市公園本来の自由な利用を妨げないために、迷惑行為等のみを禁止する

(イ) 多様性を増す、公園利用に対する禁止行為の法的根拠を明確にする

(ウ) 公園ごとの事例に対応した行為の禁止を可能とする

(2) 第 23 条（許可の期間）

ア 改正の内容

現条例は第 4 条（行為許可）、第 8 条（公園施設の設置・管理許可）、第 9 条（占用の許可）の許可期間を 5 年以内に規定。

第 9 条（占用の許可）の許可期間を都市公園法が規定する最長期間「10 年以内」に改正。

イ 改正の理由

(ア) 都市公園法の一部改正により、保育所その他の社会福祉施設（以下、「保育所等施設」という。）が占有物に加えられた

(イ) 保育所等施設の占有は運営や費用の観点から、長期間となる

(ウ) ニュータウン地域の待機児童解消のため、国家戦略特区法を活用した保育所の建設が高野公園では進められている

(3) 第19条（使用料）別表第3

ア 改正の内容

公募により公園施設の設置者又は管理者を選定する場合、当該者が提案した額を徴収するため、欄外に備考を加える。

イ 改正の理由

(ア) 現条例では、P-PFI※に基づかない公募の場合、条例で規定する額しか徴収できない

(イ) P-PFIでは、条例で定める使用料は最低額とされ、公募や入札により提示された額を使用料とすることが定められた

(ウ) P-PFIに基づく公募には法で定められた手続きがあり、公募の全てをP-PFIに基づき行えるわけではない

(エ) P-PFIに依らず各自治体が行ってきた従来の公募方法は、引続き行うことができる

(4) 第19条（使用料）別表第4

ア 改正の内容

保育所等施設の占有料を月300円/m²と定める。

イ 改正の理由

(ア) 北摂ブロック（高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、摂津市、箕面市、池田市）都市公園条例の占有料

a 道路部局の北摂ブロック・土木担当者会議で占有料を調整

b 公園部局は上記会議に追従、各都市公園条例の別表に占有料を記載

(イ) 豊中市の保育所等施設占有料は月300円/m²。北摂ブロック及び豊中市との整合性を図ることを重視

a 豊中市都市公園条例の占有物は埋設管が中心、建築物は仮設工作物その他これに類するものに該当、仮設住宅等を想定

b 保育所等施設は、仮設住宅ではないが建築物による占有と解釈、占有料は仮設建物その他これに類するものと同額